

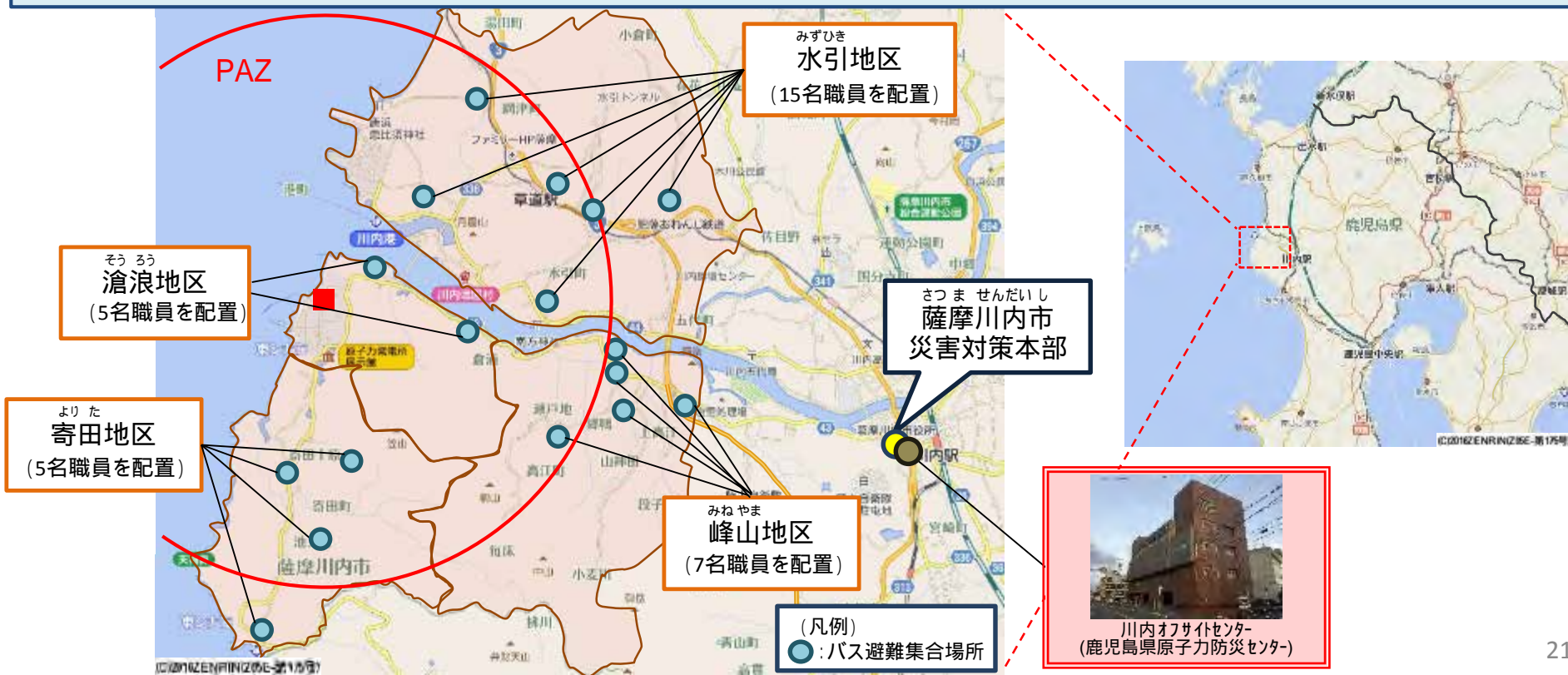
## 4 . PAZ内の施設敷地緊急事態 における対応

### < 対応のポイント >

1. PAZ内の小・中学校、保育所の児童等については、警戒事態で保護者への引渡しを実施するが、施設敷地緊急事態の段階で引渡しが完了していない児童等の移動手段を確保し、避難を開始すること。
2. PAZ内の病院における入院患者及びPAZ内の社会福祉施設の入所者を、あらかじめ定められた避難先へ移送すること。ただし、無理に避難すると健康リスクが高まる者は、放射線防護対策を講じた屋内退避施設(以下、「放射線防護施設」という。)に屋内退避すること。
3. 在宅の避難行動要支援者を、あらかじめ定められた避難先へ移送すること。ただし、無理に避難すると健康リスクが高まる者は、放射線防護施設に屋内退避すること。
4. 全面緊急事態に備えて、PAZ内の住民に避難準備を呼びかけるとともに、バス避難集合場所・避難先の開設、移動手段の確保等の準備を開始すること。

# 鹿児島県及び薩摩川内市における初動対応

- 鹿児島県は、警戒事態が発生した段階で鹿児島県庁に県災害対策本部、川内オフサイトセンターに県現地災害対策本部を設置し、要員が参集。
- 薩摩川内市は、警戒事態が発生した段階で市役所に災害対策本部を設置し、要員が参集。
- 鹿児島県及び薩摩川内市は、川内オフサイトセンターに要員が参集し、川内オフサイトセンターの立ち上げを支援。
- 警戒事態が発生した段階で、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備のため、鹿児島県及び薩摩川内市は、自家用車で避難が出来ない住民の避難用車両等の手配を開始するとともに、薩摩川内市PAZ内の住民が避難のために集合するバス避難集場所を17ヶ所開設し、滄浪地区に5名、寄田地区に5名、水引地区に15名、峰山地区に7名の合計32名の職員を配置。
- 警戒事態になった場合、消防団によるPAZ内の施設敷地緊急事態要避難者への避難準備広報を行う。



# 薩摩川内市における住民への情報伝達

- PAZ内避難の対象となる4地区内のコミュニティセンター等を拠点に、地区単位のコミュニティを活用した情報伝達を実施。
- コミュニティセンター等へ派遣された市の職員は、IP無線及び緊急情報システム等により薩摩川内市災害対策本部と情報を共有。市災害対策本部は、入手した情報を防災行政無線、広報車等を活用し、住民に情報を伝達。
- 消防団は、住民の避難の状況等を確認し、バス避難集合場所に派遣された薩摩川内市の職員と避難者の状況や避難誘導體制等の情報を共有。
- 医療機関、社会福祉施設、小中学校、保育所、在宅の避難行動要支援者への情報伝達は薩摩川内市災害対策本部から実施。必要に応じ、自治会長等と協力し、情報伝達を行う。



防災行政無線、広報車等を活用し、住民へ情報を伝達  
医療機関・社会福祉施設、小中学校・保育所、在宅の  
避難行動要支援者への情報伝達は、市災害対策本部  
から実施



防災行政無線戸別受信機  
(戸別に受信可能)



広報車

各コミュニティセンター等に派遣された薩摩川内市職員は、IP無線等を活用して、市災害対策本部と情報を共有



IP無線



緊急情報システム



- PAZ内の4つの小・中学校の児童・生徒(234人)及び2つの保育所の幼児(116人)は、警戒事態になった時点で授業・保育を中止し、保護者あてに連絡(メール配信等)し、児童等の保護者への引渡しを実施。
- 施設敷地緊急事態になった時点で、保護者への引渡しが完了していない児童等は、職員とともに鹿児島県又は薩摩川内市が確保するバスで避難し、避難先において保護者に引き渡す。
- 全ての学校・保育所において個別避難計画を策定済。

学校・保育所			
学校名	人数(人)		
	児童等	職員	合計
水引 <sub>(みずひき)</sub> 小学校	128	13	141
峰山 <sub>(みねやま)</sub> 小学校	29	8	37
水引 <sub>(みずひき)</sub> 中学校	64	11	75
高江 <sub>(たかえ)</sub> 中学校	13	11	24
小計	234	43	277
水引 <sub>(みずひき)</sub> 保育園	67	23	90
高江 <sub>(たかえ)</sub> 保育園	49	18	67
小計	116	41	157
合計	350	84	434

児童等の人数については  
平成29年5月1日現在  
高江中学校は  
平成30年3月31日閉校

警戒事態

- (1) 避難準備
- (2) 児童等の保護者への引渡し

児童等の引渡し

保護者が児童等を引き取り

施設敷地緊急事態

引渡しが完了していない児童等と職員がともに鹿児島県又は薩摩川内市が確保するバスで避難先施設に避難を開始

避難の準備

全面緊急事態

避難先施設

鹿児島県総合体育センター  
鹿児島県文化センター  
県立図書館本館 他4施設

避難先で保護者へ引渡し

避難の開始

- PAZ内の医療機関及び社会福祉施設(7施設351人)の全てについて、個別避難計画を策定済みであり、UPZ外において、避難先を確保。
- 施設の入所者等のうち、職員が同行することで避難可能な者は、鹿児島県等にて確保した車両にて避難を開始。
- なお、無理に避難すると健康リスクが高まる者のうち、放射線防護対策が講じられた施設の入所者等については、自施設内の放射線防護対策区域で屋内退避を実施。その他の放射線防護対策が講じられていない施設の入所者等については、近傍の放射線防護施設に移動し、屋内退避を実施。その後、容態、避難車両、避難先等の避難体制が整い次第、避難を実施。
- 何らかの事情で、予め選定しておいた避難先施設が活用できない場合には、鹿児島県が受入先を調整。

## < PAZ内7施設の入所者等の避難の考え方 >

### 避難元施設

番号	施設種別 (放射線防護施設)	入所定員 病床数
	病院	206

計 206人(職員数255人)

番号	施設種別	入所定員 病床数
	認知症高齢者 グループホーム	18
	認知症高齢者 グループホーム	18
	認知症高齢者 グループホーム	9
	有料老人ホーム	26
	障害者グループ ホーム	56
	宿泊型自立 訓練施設	18

計 145人(職員数87人)

### 職員が同行することで避難可能な者

327人(職員318人)

( 196人(職員245人)  
~ 131人(職員73人) )

バス、福祉車両等で避難

### 無理に避難すると健康リスクが高まる者

24人(職員24人)

( 10人(職員10人)  
~ 14人(職員14人) )

~ は福祉  
車両等で移動

近傍の放射線  
防護施設

( の入所者等は自施設内  
の放射線防護区域に移動 )

容態、避難車両、避難  
先等の避難体制が整  
い次第、避難を実施

### 避難先施設

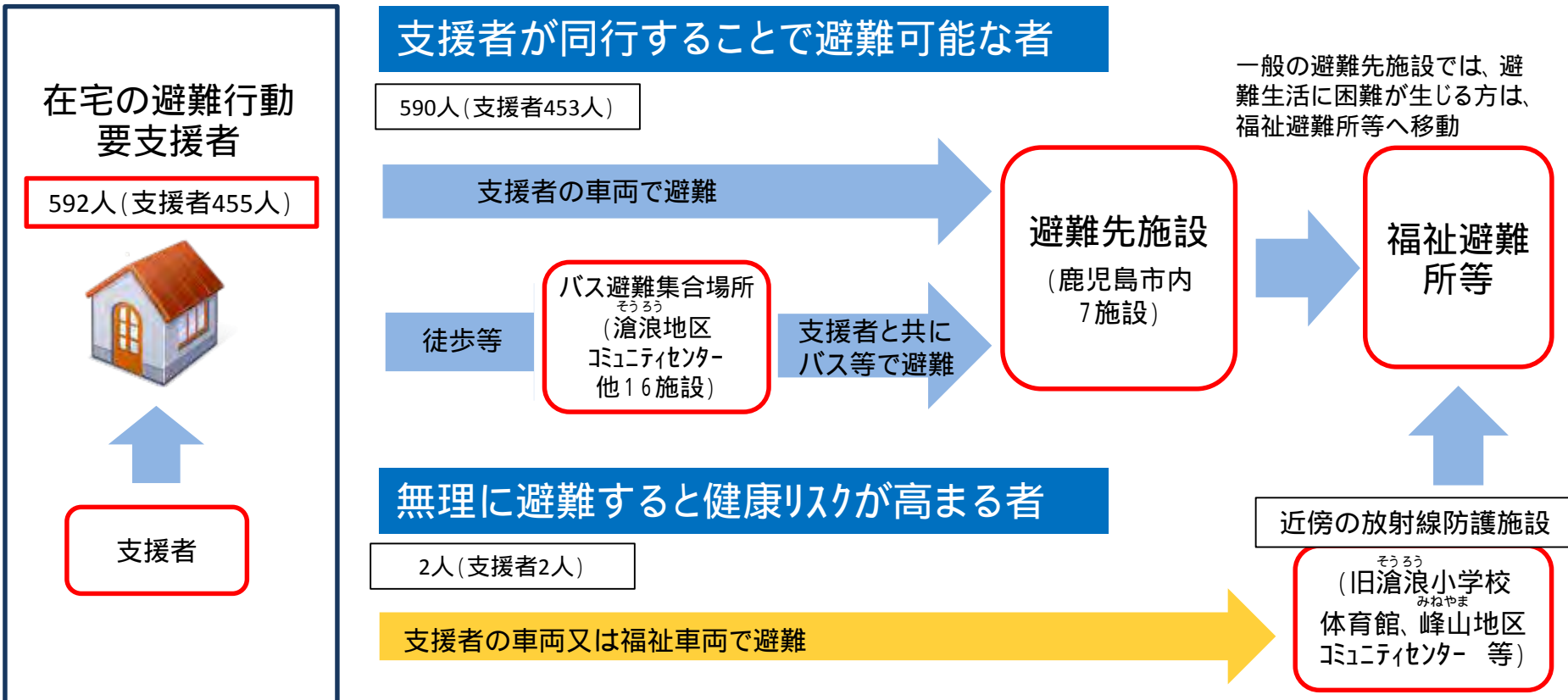
避難元 番号	施設種別	所在地 (施設数)	受入可能 人数
	病院	鹿児島市(3) 始良市(1)	247

計 247人

避難元 番号	施設種別	所在地 (施設数)	受入可能 人数
	特別養護 老人ホーム	鹿児島市(2)	37
	特別養護 老人ホーム	鹿児島市(2)	50
	特別養護 老人ホーム	鹿児島市(2)	96
	障害者 入所施設	鹿児島市(3)	320

計 503人

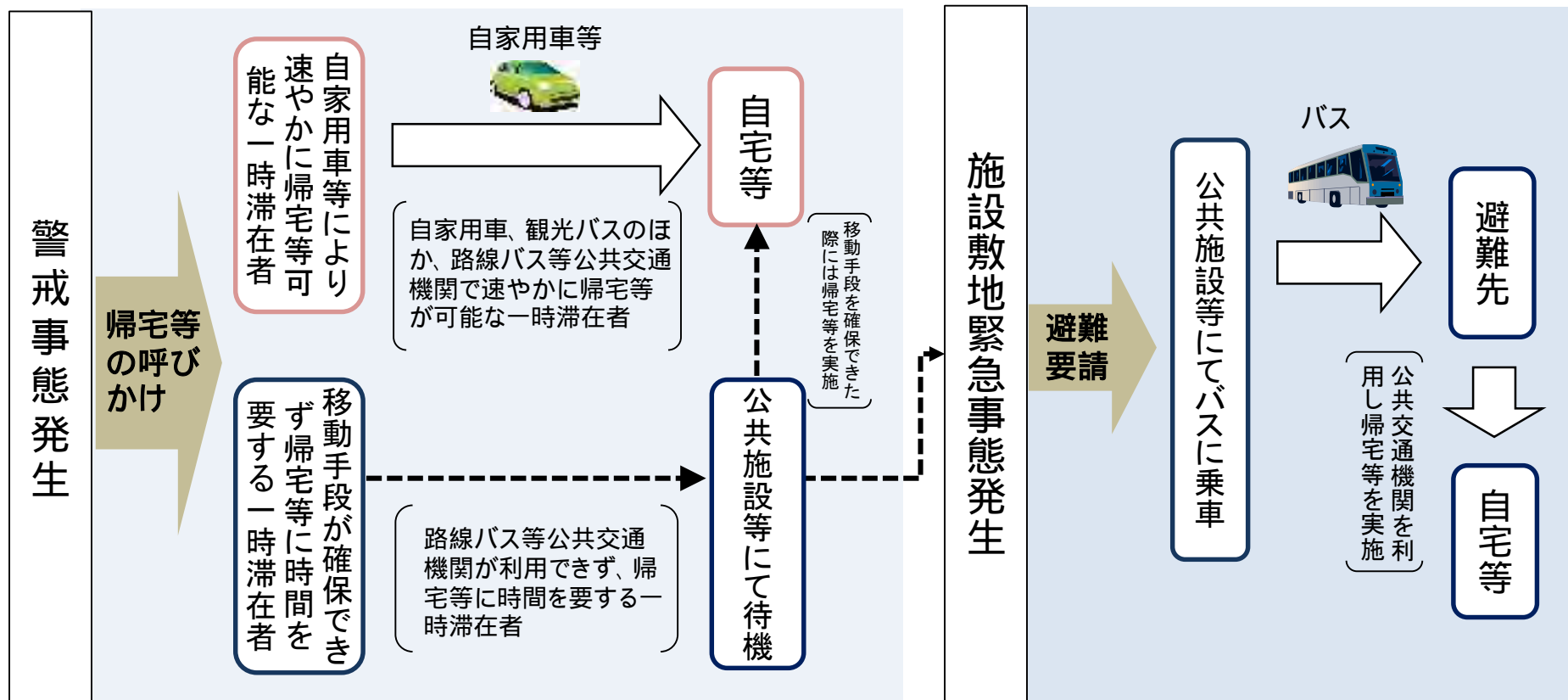
- 在宅の避難行動要支援者は592人。うち、455人は避難時の支援者があることを確認。残り137人については、支援者の確保に向け、薩摩川内市、民生委員等を通じて対応。
- 支援者の同行により避難可能な者は、支援者の車両又はバスで避難先へ避難。
- 無理に避難すると健康リスクが高まる者は、支援者の車両又は九州電力が配備する福祉車両等で、近傍の放射線防護施設へ避難。



# PAZ内の観光客等一時滞在者の避難等

- 鹿児島県及び薩摩川内市は観光客等一時滞在者に対し、警戒事態となった時点で帰宅等と呼びかける。
- 自家用車等により速やかに帰宅等可能な一時滞在者は、警戒事態の段階で、自家用車等にて帰宅等を開始。
- 路線バス等公共交通機関も利用できない観光客など、帰宅等に時間を要する一時滞在者については、公共施設等にて待機し、施設敷地緊急事態の段階で避難を実施。避難の際には、公共施設等にて鹿児島県や薩摩川内市が確保した車両により避難を実施。

## < 観光客等一時滞在者の避難の流れ >



○ PAZ内の観光施設における入場見込み人数は130人程度、民間企業(従業員30人以上)は17社(約1,700人)存在。

## PAZ内の観光施設の状況

地区名	施設	入場見込人数(人)
<small>そうろう</small> 滄浪地区	九州電力川内原子力発電所展示館	134

入場ピーク月の入場者数を1日当りの平均値として按分した数であり、目安である。

## PAZ内の民間企業(従業員30名以上)の状況(詳細)

地区	町・丁	事業所数	従業員数(人)
滄浪地区	久見崎町	4	788

地区	町・丁	事業所数	従業員数(人)
水引地区	港町	6	338
	小倉町	1	43
	水引町	1	246
	湯島町	3	196
	網津町	1	34
合計		12	857

地区	町・丁	事業所数	従業員数(人)
峰山地区	高江町	1	67

合計：17社1,712人

寄田地区には、従業員30人以上の規模の事業所なし  
 民間企業の従業員については、通勤に使用する自家用車、バスで避難

出典：平成26年経済センサス 基礎調査 町丁・大字別集計



# 施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力

○ 施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力は、想定対象人数約2,168人(うち、支援者等871人を含む)について、バス60台、福祉車両23台(ストレッチャー仕様10台、車椅子仕様13台)。

	想定対象人数	必要車両台数 <sup>1</sup>			備考
		バス	福祉車両 <sup>2</sup> (ストレッチャー仕様)	福祉車両 <sup>2</sup> (車椅子仕様)	
学校・保育所の避難	434人 (児童350人、職員84人) (6箇所)	10台	-	-	・バス1台あたり45人程度の乗車を想定 ・保護者への引き渡しによりその分必要車両台数は減少。【資料P23参照】
医療機関及び社会福祉施設の避難 (入所者及びその施設の職員を避難先施設に輸送)	645人 (入所者327人、職員318人) (7箇所)	15台	-	5台	・バス1台あたり45人程度の乗車を想定 ・放射線防護対策が講じられた施設入所者については、自施設内の放射線防護区域に移動し、入所者等の避難に必要な体制が整うまで屋内退避を実施。【資料P24参照】
医療機関及び社会福祉施設の入所者のうち、無理に避難すると健康リスクが高まる者の避難	28人 (入所者14人、職員14人)	-	-	3台	・放射線防護対策が講じられた病院施設入所者(20人(入所者10人+職員10人))については、自施設内の放射線防護区域に移動するため、車両は不要。 ・放射線防護対策が講じられていない施設は、放射線防護施設に輸送。近距離のためピストン輸送(3往復)を想定【資料P24参照】
在宅の避難行動要支援者及びその支援者の避難	1,043人 (要支援者590人、支援者453人)	34台	8台	5台	・複数箇所をまわるため、1台当り30人程度の乗車を想定 ・支援者の車両での避難によりその分必要車両台数は減少【資料P25参照】
在宅の避難行動要支援者のうち、無理に避難すると健康リスクが高まる者及びその支援者の避難	4人 (要支援者2人、支援者2人)	-	2台	-	・放射線防護施設に輸送【資料P25参照】
観光施設から避難する一時滞在者	14人	1台	-	-	・バス1台当り45人程度の乗車を想定。 ・1日あたりの観光施設の入場見込み人数134人程度のうち、約9割が自家用車や観光バスで来場する想定で、その1割を想定対象人数として算入。【資料P26参照】
<b>合計</b>	<b>2,168人</b>	<b>60台</b>	<b>10台</b>	<b>13台</b>	

1 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値

2 福祉車両(ストレッチャー仕様)は1台あたり1名、福祉車両(車椅子仕様)は1台あたり2名の避難行動要支援者を搬送することを想定

- 施設敷地緊急事態に至った場合には、医療機関、社会福祉施設、在宅の避難行動要支援者、教育機関の避難等のために、九州電力が配備する車両のほか、鹿児島県が「災害時等におけるバスによる緊急輸送等に関する協定」<sup>1</sup>に基づき、県内のバス会社が保有する車両により、必要車両台数を確保。

		確保車両台数			備考
		バス	福祉車両 (ストレッチャー仕様)	福祉車両 (車椅子仕様)	
(A) 必要車両台数		60台	10台	13台	
(B) 車両確保台数		合計60台	合計10台	合計13台	
	PAZ内の医療機関・社会福祉施設(B1)	4台	-	7台	PAZ内医療機関・社会福祉施設の保有車両台数 バス: 4台 福祉車両(ストレッチャー): 2台 福祉車両(車椅子): 7台
	九州電力(B2)	7台	10台	6台	保有車両台数 福祉車両(ストレッチャー): 10台 福祉車両(車椅子): 6台 バスは、地元バス会社所有
	鹿児島県(協定に基づき調達) (B) - (B1) - (B2)	49台	-	-	保有車両台数 バス: 約1,400台

- 1 鹿児島県と公益社団法人鹿児島県バス協会(協力事業者33社)が、平成27年6月26日に締結
- 2 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施

# 避難を行うことにより健康リスクが高まる避難行動要支援者に係る対応

- 避難を行うことによって、かえって健康リスクが高まる者については、無理な避難は行わず、近傍の放射線防護施設（14施設）へ移動。
- 既存の14施設では、施設入所者とPAZ内の在宅の避難行動要支援者等を最大合計1,122人を受入れ可能。
- また、これら14施設では、屋内退避者のための4日分を目安に食料及び生活物資等を備蓄。
- 住民等に対し、放射線防護施設等について、更なる普及啓発を図る。





# 自然災害等により道路等が通行不能になった場合の復旧策

- 避難開始前の段階で、避難計画で避難経路として定められている道路等が、自然災害等により使用出来ない場合は、PAZの鹿児島県及び薩摩川内市は、代替経路を設定するとともに、道路等の管理者は復旧作業を実施。
- 高速道路及び直轄国道については、国土交通省九州地方整備局及び高速道路会社(NEXCO)が、早急に被害状況を把握し、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保等に努める。



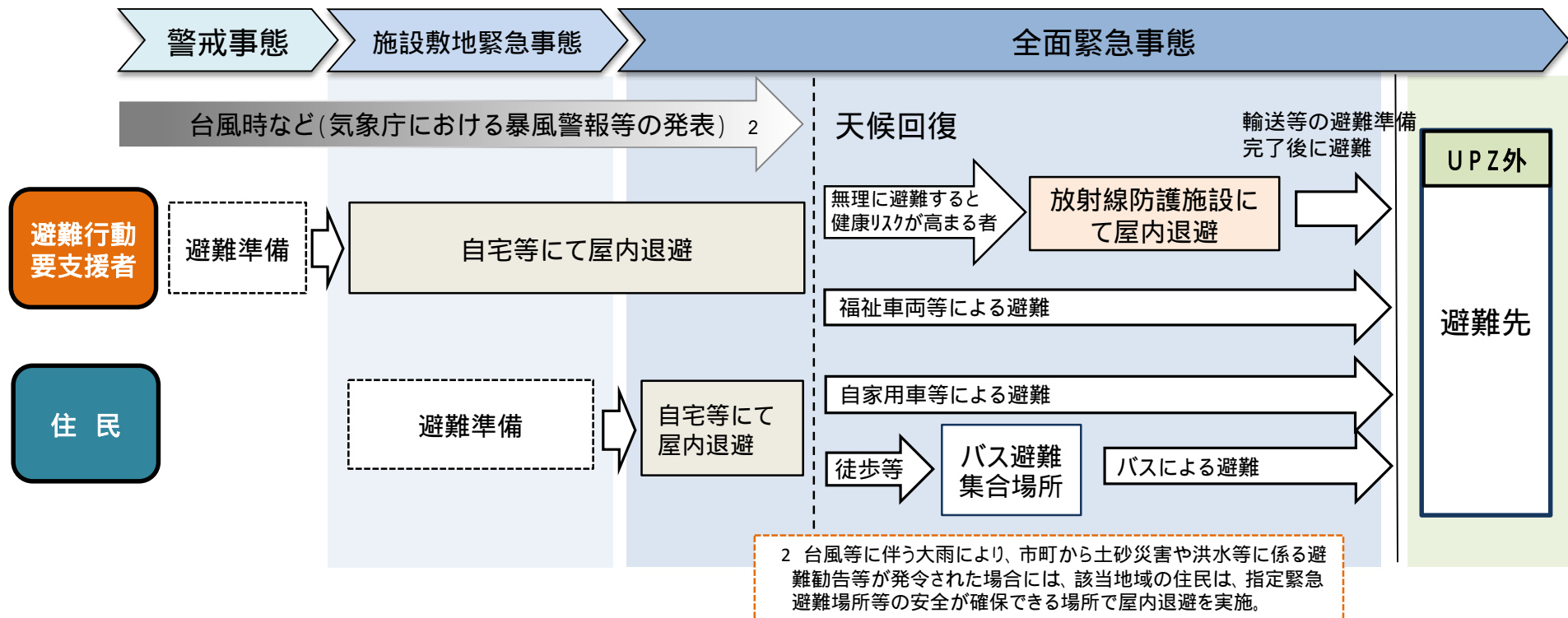
不測の事態により対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施



# 台風時などにおけるPAZ内の防護措置

- 台風等により気象庁から暴風警報等が発表され、外出をすることで命に危険が及ぶような場合には、PAZ内の避難行動要支援者及び住民は、無理に避難せずに、安全が確保されるまでは、屋内退避を優先。
- その後、例えば天候が回復するなど、安全が確保できた場合には、避難を実施。また、無理に避難すると健康リスクが高まる者は、近傍の放射線防護施設で屋内退避を実施。
- なお、全面緊急事態となった段階で天候が回復するなどし、避難を実施する際には、国及び鹿児島県等は、避難経路や避難手段のほか、原子力発電所の状況や緊急時モニタリングの結果、気象情報等の情報共有や緊急時の対策についての確認・調整等を行う。

## < 全面緊急事態で天候が回復した場合の対応の例 > (外出をすることで命に危険が及ぶような場合)



1 仮に、放射性物質放出に至った場合に避難するような場合には、住民の被ばく量を可能な限り低減するため、身体に放射性物質が付着しないようにレインコート等を着用したり、放射性物質を体内に吸い込まないようマスクをしたり、タオルやハンカチ等で口や鼻を覆う等の対策を周知。

## 5 . PAZ内の全面緊急事態 における対応

### <対応のポイント>

1. 自家用車による避難ができない住民の移動手段(バス等)を確保し、避難を開始すること。
2. 避難先施設の受入れ体制を整えること。
3. 安定剤素剤を持っていない者(紛失等)に、緊急配布すること。

# PAZ内の住民数及び避難先

- 薩摩川内市の4地区(滄浪地区、寄田地区、水引地区、峰山地区)住民の避難先については、鹿児島市内の7施設に避難先を確保。
- 4地区における避難先については、普段から避難計画に関する住民説明会や訓練等を通じて住民に周知。

PAZ内人口	
滄浪地区	375人
寄田地区	285人
水引地区	2,564人
峰山地区	1,300人
合計	4,524人

平成29年4月1日現在



## 鹿児島市

避難元	避難先
滄浪地区	・総合体育センター-武道館
寄田地区	・鹿児島県文化センター(宝山ホール)
水引地区	・鹿児島県文化センター(宝山ホール) ・かごしま県民交流センター ・県立図書館本館
峰山地区	・鹿児島盲学校体育館 ・開陽高等学校体育館 ・鹿児島南高等学校体育館

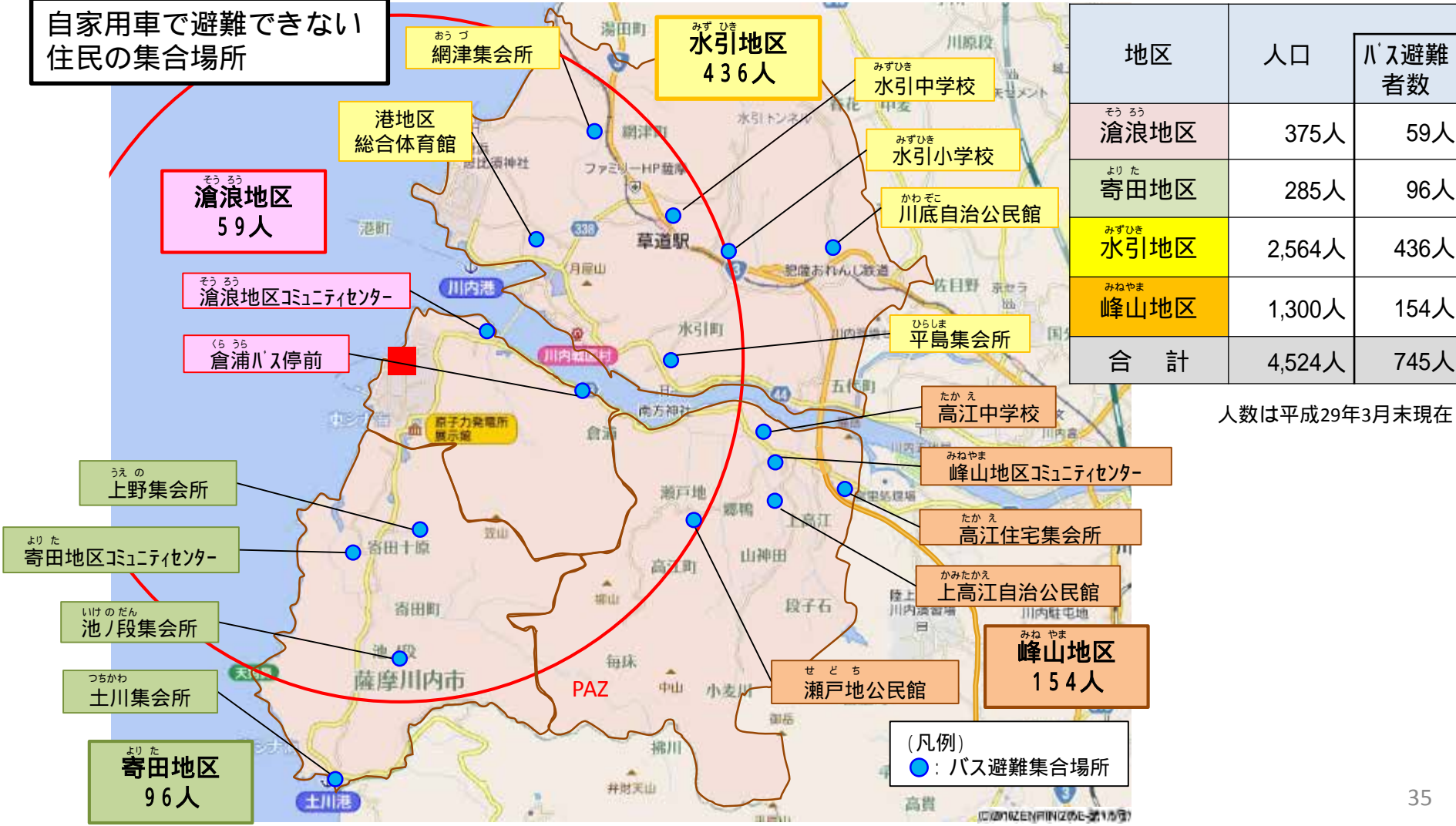
< 避難方法 >  
 自家用車  
 近所の方の自家用車に同乗  
 集合場所からバス等

(凡例)  
 ● : 避難先施設

# 自家用車で避難できない住民の数

- 薩摩川内市の4地区(滄浪、寄田、水引、峰山)を対象とした市による戸別訪問調査の結果、自家用車で避難できない住民は全4,524人のうち745人。
- 自家用車で避難ができない住民は、徒歩等でバス避難集合場所に集まり、鹿児島県等が配車した車両で、避難所へ避難。

## 自家用車で避難できない住民の集合場所





- 全面緊急事態で必要となる輸送能力は、自家用車で避難できない住民745人分、バス25台。
- 鹿児島県は、「災害時等におけるバスによる緊急輸送等に関する協定」<sup>1</sup>に基づき、県内のバス会社から必要となる輸送手段を確保。
- 車両及び運転者については、「災害時等におけるバスによる緊急輸送等に関する協定」により、更に余裕を持った台数・人数を確保。

## < 全面緊急事態で必要となる輸送能力 >

	想定対象人数 <sup>2</sup>	想定必要バス数	備考
自家用車で避難ができない住民	745人	25台	・1台のバスが複数箇所をまわるため、1台当り30人程度の乗車を想定

## < 全面緊急事態での輸送能力の確保 >

<sup>2</sup> 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値

	確保車両台数	備考
	バス	
(A) 必要車両台数	25台	
(B) 車両確保台数	合計25台	
九州電力が配備する車両(B1)	7台	保有車両台数 ・バスは、地元バス会社所有 ・施設敷地緊急事態要避難者の避難時に使用した車両を再利用することを想定
鹿児島県(協定に基づき調達) (B) - (B1)	18台	保有車両台数 バス: 約1,400台

1 鹿児島県と公益社団法人鹿児島県バス協会(協力事業者33社)が、平成27年6月26日に締結

3 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施

- 地区毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。
- 自家用車で避難できない住民は、徒歩等でバス避難集合場所に集まり、鹿児島県等が配車した車両で避難先まで避難を実施。

